

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第61号

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(高額所得者の明渡期限の延長)</p> <p>第13条 高額所得者は、<u>法第29条第7項</u>に規定する<u>明け渡し</u>の期限の延長の申出をするときは、様式第12号による県営住宅明渡し期限延長申出書に医師の発行する診断書その他のその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>早出住宅</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>コンフォール</u></td><td><u>浜松市中区中島</u></td></tr><tr><td>ビースマイル</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		早出住宅	(略)	<u>コンフォール</u>	<u>浜松市中区中島</u>	ビースマイル	(略)	(略)		<p>(高額所得者の明渡期限の延長)</p> <p>第13条 高額所得者は、<u>法第29条第8項</u>に規定する<u>明け渡し</u>の期限の延長の申出をするときは、様式第12号による県営住宅明渡し期限延長申出書に医師の発行する診断書その他のその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>早出住宅</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ビースマイル</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		早出住宅	(略)	ビースマイル	(略)	(略)	
名 称	位 置																						
(略)																							
早出住宅	(略)																						
<u>コンフォール</u>	<u>浜松市中区中島</u>																						
ビースマイル	(略)																						
(略)																							
名 称	位 置																						
(略)																							
早出住宅	(略)																						
ビースマイル	(略)																						
(略)																							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第13条の改正は、公布の日から施行する。